地方独立行政法人大牟田市立病院役員退職手当規程

平成２２年４月１日
規　程　第１６号

（趣旨）

第１条　この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）の役員（法人の職員を兼務する役員及び非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第２条　役員の任期が満了し、又は役員が辞職し、若しくは解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に退職手当を支給する。

２　前項の規定による退職手当の支給は、当該役員の任期ごとに行う。

３　監事には、退職手当は支給しない。

（退職手当の支払）

第３条　前条第１項の規定による退職手当は、同項に規定する者から請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退任した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（在職期間の計算）

第４条　在職期間（退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。）の月数は、役員に就任した月から退職した月までとする。ただし、月の中途において退職した場合は、その月は在職期間に算入しない。

（退職手当の額）

第５条　退職手当の額は、退職（第２条第１項に掲げる事由に該当することとなったことをいう。以下同じ。）した日におけるその者の基本報酬の月額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　理事長　　在職期間１月につき１００分の３０

(2)　副理事長　　在職期間１月につき１００分の２５

(3)　理事　　在職期間１月につき１００分の２０

２　前項の規定により算出した退職手当の額に１円未満の端数あるときは、これを切り捨てるものとする。

（退職手当の支給制限）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当を支給しない。

(1)　地方独立行政法人法(平成１５年法律第１１８号)第１７条第２項又は第３項の規定により役員を解任された場合（同条第２項第１号に該当し解任された場合を除く。)

(2)　刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられた場合

２　退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について、禁こ以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。)をされたときは、退職手当は支給しない。ただし、禁こ以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

３　退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の額を返納させることができる。

（遺族の範囲及び順位等）

第７条　第２条第１項に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、地方独立行政法人大牟田市立病院職員退職手当規程（平成２２年規程１８号）第４条の規定を準用する。

（退職手当の支給制限等)

第８条　役員の退職手当の支給制限等については、この規程に定めるもののほか、法人の職員の例による。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか､役員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。